

Ｊリーグ加盟を標榜するクラブに対する優遇措置 実施要項（改定案）

日本サッカー協会では、Ｊリーグ加盟を標榜するクラブ、地域からの要請に対応するため、2002年（平成14年）12月に「Ｊリーグ加盟を標榜するクラブに対する優遇措置」制度を制定し、Ｊリーグ入りするまでの期間短縮の優遇措置を導入、実施してきた。

他方、本年3月にはＪリーグ将来構想委員会第1回報告「Ｊ2リーグの将来像」を公表し、今後Ｊ2リーグのクラブ数を22以上に増やしていくことを明確にし、また、将来のＪリーグ加盟を目指すクラブに対し、サポート、指導を行うことを目的に「Ｊリーグ準加盟制度」を制定した。

この「Ｊリーグ準加盟制度」の対象はＪＦＬ、地域リーグ所属クラブだけでなく、都道府県リーグ所属のクラブも対象にしており、2つの制度の狙い、対象が重複することから、本優遇措置の制度について、「Ｊリーグ準加盟制度」との整合性を考慮し、下記の通り実施要項を改定することとする。

記

〔優遇措置〕

- 本優遇措置の適用をＪＦＡ理事会において承認されたクラブは、当該年度の全国地域リーグ決勝大会への参加が認められる。

〔優遇措置の適用条件〕

- Ｊリーグ準加盟クラブとして認定されていること。（平成18年度に限り、準加盟申請中も可）
- 地域リーグ2部リーグ以下の所属クラブであること。
- クラブ所在地の自治体首長からクラブに対する「ホームタウンとしての受け入れ、支援する」旨の承諾書を受領していること。
- チーム力が群を抜いて強力であると、第1種大会部会で認められること。

〔申請方法〕

- クラブは当該年度の下記期日までに、以下の書類により申請を行う。
 - 申請書
 - Ｊリーグ準加盟申請時に提出した資料一式
（過年度に申請の場合には最新の情報に更新したもの）
 - 自治体首長の支援承諾書
 - 当該年を含めた過去3年間の公式試合、トレーニングマッチ等の戦績

〔スケジュール〕

内容・スケジュール	平成18年度スケジュール
申請締め切り	平成18年7月31日（月）
ＪＦＡにてヒヤリング、審査	～平成18年8月31日（木）
ＪＦＡ理事会にて承認	平成18年9月14日（木）
地域リーグ決勝大会	平成18年11月24日（金）～26日（日） 12月1日（金）～3日（日）

平成19年度以降のスケジュールは再度見直しを行う。

〔本制度に関する問い合わせ先〕

（財）日本サッカー協会 事業部（担当：吉村、平塚）

TEL：03-3830-1809 FAX：03-3830-2005

以上